

私立学校事務の手引

令和 8 年 9 月

岡山県総務部総務学事課

(1) 認 可 申 請 等 の 事 務 手 続 上 の 注 意

- 1 届出及び申請は、原則として電子ファイル（PDF 形式）で提出すること。
(提出先アドレス：shigaku@pref.okayama.lg.jp)
- 2 認可申請書、届出等の文書形式は、すべて横書き、左とじを原則とし、用紙の大きさは、特殊な場合は除き、J I S（日本工業規格）A 4 版タテ型(210×297mm)とすること。
- 3 認可申請書等の添付書類については、原則原本証明は不要とする。なお、議事録等については、原本同様議事録署名人の欄に署名若しくは記名押印されたものの写し又は原本証明の写しを添付すること。
- 4 認可申請書等の添付書類について、原本の提出を求められた際は速やかに郵送により提出すること。
- 5 学校設置認可申請等、2 段階審査を行うものにあっては、設置計画書等の様式は、「申請書等」の様式を計画書と読み替えるものとし、添付書類の一部は省略することができるものとする。

なお、提出時期は、原則として、申請年度の前年度の 1 1 月末とする。
- 6 認可申請書、届出等の本文の根拠条項等は、それぞれの学種に関係しない条項等については、削除すること。

(2) 私立学校及び学校法人に関する事務処理一覧

◎認可事項

様式	事 項	申請者又は 届出報告者	認 可 ・ 請 求 の 提 出 時 期	頁
1	学校の設置	設置者予定者	前年度の5月末まで	6
2	学校の廃止	設 置 者	原則として前年度の5月末まで	8
3	全日制、定時制の課程又は学科の設置	〃	前年度の5月末まで	9
4	全日制、定時制の課程又は学科の廃止	〃	原則として前年度の5月末まで	10
5	設置者の変更	新・旧設置者	前年度の5月末まで	11
6	収容定員に係る学（園）則の変更	設 置 者	原則として前年度の5月末まで	12
6の2	広域の通信制に係る学則の変更	〃	原則として前年度の5月末又は11月末まで	13
7	専修学校の課程の設置	〃	前年度の5月末まで	14
8	専修学校の課程の廃止	〃	原則として前年度の5月末まで	15
9	専修学校の目的の変更	〃	前年度の5月末まで	16
10	学校法人の設立（寄付行為の認可）	設立代表者	前年度の5月末まで	17
11	寄付行為の変更	学校法人理事長	変更しようとする時	18
12	学校法人の解散	〃	解散しようとする時	19
13	学校法人の合併	〃	合併しようとする時	20
14	学校法人の組織の変更	〃	変更しようとする時	21

◎請求事項

15	寄附行為の補充	利害関係人	補充を受けようとする時	22
----	---------	-------	-------------	----

◎届出及び報告事項等

様式	事 項	申請者又は 届出報告者	届 出 ・ 報 告 の 提 出 時 期	頁
1 6	校（園）長の採用	設 置 者	校長を採用した時	2 3
1 7	目的の変更	〃	変更しようとする時	2 4
1 8	名称の変更	〃	変更しようとする時	2 5
1 9	位置の変更	〃	原則として前年度の5月末まで	2 6
2 0	学（園）則の変更	〃	変更しようとする時（生徒納付金に係る場合は、生徒募集前まで） 専修学校の学科設置及び生徒定員変更の場合は前年度の9月末まで	2 7
2 1	経費及び維持方法の変更	〃	変更しようとする時	2 8
2 2	校（園）地の変更	〃	変更しようとする時	2 9
2 3	校（園）舎等の変更	〃	変更しようとする時	3 0
2 4	専攻科、別科の設置	〃	原則として前年度の5月末まで	3 1
24 の 2	（仮称）専攻科の設置	〃	令和8年3月31日まで	3 2
2 5	専攻科、別科の廃止	〃	原則として前年度の5月末まで	3 3
2 6	学科の廃止に伴う学則の変更	〃	変更しようとする時	3 4
2 7	寄附行為の変更	学校法人理事長	変更しようとする時	3 5
2 8	学校法人の解散	清 算 人	解散した時	3 6
2 9	清算人の就職	〃	清算人が就職した時	3 7
3 0	清算の終了	〃	清算が終了した時	3 8
3 1	登記の完了	学校法人理事長	登記が完了した時	3 9
3 2	役員等の変更	学校法人理事長	役員等が変更した時（理事長又は代表業務執行理事：登記が完了した時）	4 0
3 3	分校の設置	設 置 者	原則として前年度の5月末まで	4 1
3 4	分校の廃止	〃	原則として前年度の5月末まで	4 2
3 5	生徒等の事故等	学 校 長	事故発生後すみやかに	4 3
3 6	災害等による被害	〃	被災後すみやかに	4 4
3 7	伝染病、食中毒の発生状況	〃	発生後すみやかに	4 5
3 8	授業の停止	設 置 者	1週間以上授業を停止しようとする時	4 6
3 9	仮校舎の使用	〃	仮校舎を使用する時	4 7

◎その他事項

4 0	登録免許税非課税に係る証明願	設 置 者	証明を必要とする時	4 8
4 1	被害状況調査	—	災害等により休校・短縮等が行われたとき	4 9
4 2	学級・学年・学校閉鎖	—	決定後すみやかに	5 0

(3) 私立学校審議会の意見を聴かなければならない事項等一覧表

	事 項	対 象 と な る 私 立 の 学 校 等
学校に関する事項（私 7 ①） 私 152 ①）	学校の設置・廃止、設置者の変更（学 4 ①、130①、134②） 閉鎖命令（学 13、133①、134②）	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校
	収容定員に係る学則の変更（学令 23）	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、各種学校
	全日制、定時制、通信制の課程の設置・廃止（学 4 ①） 学科の設置・廃止、広域の通信制の課程に係る学則の変更（学令 23）	高等学校、中等教育学校
	小学部、中学部、高等部、幼稚部の設置・廃止、高等部における通信教育の開設・廃止（学令 23）	特別支援学校
	高等課程、専門課程、一般課程の設置・廃止、目的の変更（学 130①）	専修学校
学校法人に関する事項	収益事業の種類（私 19②）	収容定員超過の是正命令
	寄附行為の認可（私 24②、①）	（助 12 の 2 ①、12）
	寄附行為の補充（私 25②、①）	予算の変更勧告
	解散事由の認可又は認定（私 109④、③）	（助 13①、12）
	学校法人の措置命令（私 133②、①）	役員又は評議員の解職勧告
	収益事業の停止命令（私 134②、①）	（助 13①、12）
	学校法人の解散命令（私 135②、①） 組織変更の認可（私 152⑨、⑩）	
その他	無認可専修学校、各種学校の教育の停止命令（学 136③、②） 審議会委員の解任（私 12：審議会の議を経なければならない。）	

※私＝私立学校法、学＝学校教育法、学令＝学校教育法施行令、助＝私立学校振興助成法

(4) 私立学校の設置及び学校法人の設立に係る認可申請等の事務の流れ

時 期		私 立 学 校 の 設 置	学 校 法 人 の 設 立
申 請 前 年 度		・ 県への事前相談 ・ 設立発起人会（理事会）の決議	・ 県への事前相談 ・ 設立発起人会の決議
	1 1 月末	・ 私立学校設置計画書の提出	・ 学校法人設置計画書の提出
	1 月（～3 月）	・ 私立学校審議会への計画の事前説明 → 意見聴取	
申 請 年 度	5 月末	・ 施設、設備の整備に着手 ・ 学校設置認可申請書の提出、受理 ・ 「認可申請中」と明記した条件付での学校内容の事前 P R 活動（※2）	・ 寄附行為認可申請書の提出
	7 月（～8 月）	・ 私立学校審議会へ諮問 → 答申（認可を相当とする）	
	1 1 ～ 1 2 月頃 施設、設備が 8 割以上整備された時点	・ 施設、設備の整備 ・ 「認可申請中」と明記した条件付での生徒等募集（※2）	
開 設 年 度	1 2 月頃 1 月頃	・ 県による現地調査 施設、設備が 8 割以上整備されたことを確認 ・ 学校設置認可	・ 寄附行為の認可 ・ 学校法人設立登記（認可後 2 週間以内） → 登記完了届の提出
	3 月頃	・ 施設、設備の整備完了	・ 土地、建物等の所有権移転等の登記（登録免許税非課税証明申請） → 登記完了届の提出
	4 月	・ 開設	

(※1) は 2 段階審査を行う私立学校の設置等の、計画協議である。

(※2) 「認可申請中」の表記については、はっきりと分かりやすく表示し、誤解の生じることのないようにすること。

様式第 1 号

	番	号
	年	日
岡山県知事	殿	
法人所在地 学校法人名 理事長（設立代表者）氏 名		

学校（専修学校，各種学校）設置認可申請書

このたび， を設置したいので，学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（第130条第1項，第134条第2項において準用する同法第4条）の規定により，関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
 - (1) 目的 (2) 名称 (3) 位置
 - (4) 経費の見積り及び維持方法 (5) 開設の時期 (6) 学則
- 3 学校等の関係図面
 - (1) 位置図 (2) 見取図 (3) 配置図 (4) 実測平面図
 - (5) 建物平面図 (6) 立面図 (7) 照明設備配置図
- 4 校（園）地，校（園）舎等の写真
- 5 施設の概要書
- 6 学校等の収容定員に対する運動場及び校（園）舎の基準面積と現有面積比較表
- 7 校（園）具及び教具の明細表
- 8 教職員調書
 - (1) 教職員編成表 (2) 教職員名簿
 - (3) 教職員の就任承諾書及び履歴書
 - (4) 教員の免許状の写し，免許状授与証明書
 - (5) 教員が教員の欠格事由に該当しない旨の誓約書
- 9 学級編成表
- 10 財産の一覧
- 11 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るもの）の権利の所属についての登記所の証明書類
- 12 不動産その他の主たる財産についての価格評価書
- 13 設置予算書
- 14 申請年度及び設置後2箇年間の収支予算書及び事業計画書
- 15 寄附行為等
(岡山県知事が所轄する学校法人等又は個人設置の場合は不要)
- 16 理事会，評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）
- 17 設置者（法人の場合は代表権を有する者）の履歴書
(岡山県知事が所轄する学校法人等の場合は不要)
- 18 建築確認通知書及び検査済証又は使用許可書写し
- 19 既設の私立学校等の状況を記載した書類
(既設の私立学校等がある場合のみ)
- 20 飲用に適する旨の公の証明書
(飲料水が上下水道以外の場合のみ)
- 21 面接指導及び添削指導の方法並びに授業時間割表
(高等学校の通信制の課程を設置する場合のみ)
- 22 通信教育連携協力施設の同意書及び概要書
(高等学校の通信制の課程において，当該施設を設置する場合

- ※ 学校法人が新しく学校設置する場合は，寄附行為変更認可申請書（様式第11号）を要する。
- ※ 準学校法人が学校を設置する場合は，組織変更認可申請書（様式第14号）を要する。
- ※ 校長採用届（様式第16号）を要する。
- ※ 開設前年度の5月末までに提出すること。

1. 作成例 1 参照
- ◎ 広域の通信制の課程を設置する場合は，設置趣意書に，資料を用いて広域とすることが必要な理由を明記すること。
2. (1)～(5) " 2 " (6) " Ⅱ "
- ※ 通信制の課程を設置する場合は，次の事項を学則に記載すること。
- ①通信教育を行う区域に関する事項
- ②通信教育連携協力施設(高等学校通信教育規定第3条第1項)に関する事項
3. 作成例 27 参照
5. " 3 の 1 "
6. " 4 "
7. " 7 "
8. (1) " 8 " (2) " 9 " (3) " 10 "
- 履歴書は市販のものを使用のこと。
- (5) 作成例22参照
10. " 13 "
- 資産証明書とは，価格評価書，残高証明書等をいう。
11. 不動産登記事項証明書又は不動産番号，土地の地番若しくは建物の家屋番号のいずれかが分かる書類。取得予定の場合はその事実を証する書類
12. 作成例 21参照
13. " 17 "
14. " 19 20 "
15. " I "
16. " 30 31 "
17. 履歴書は市販のものを

- のみ)
 (同意書については、実施校の設置者と当該施設の設置者が異なる場合に限る。)
- 23 通信教育連携協力施設の所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置に係る基準を確認したことを示す文書
 (高等学校通信制の課程において、当該施設を県外に設置する場合のみ)

- 使用のこと。
19. 作成例 29参照
22. 作成例 3の2参照
 ※ 同意書については、当該施設と連携協力する内容を明記すること。
23. " 26 "
- ※ 法務局発行の法人の登記事項証明書の添付は必要ありません。

様式第2号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

学校（専修学校、各種学校）廃止認可申請書

このたび、 を廃止したいので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条）の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 廃止理由書
- 2 廃止要項
 - (1) 名称
 - (2) 位置
 - (3) 廃止の時期
 - (4) 児童等の処置方法
 - (5) 指導要録等の引継方法
- 3 寄附行為等（岡山県知事が所轄する学校法人等又は個人設置の場合は不要）
- 4 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）
- 5 教職員の処置方法
- 6 生徒、教職員等の引受側の同意書（該当がある場合のみ）
- 7 施設の処置方法
- 8 過去3箇年の児童等の数の推移
- 9 申請前年度の収支決算書及び申請年度の収支予算書
- 10 学校沿革史

- ※ 寄附行為変更認可申請書（様式第11号）又は学校法人解散届（様式第28号）を要する場合もある。
- ※ 学校法人が専修学校、各種学校のみを設置することとなる場合は、組織変更認可申請書（様式第14号）を要する。
- ※ 原則として廃止前年度の5月末までに提出すること。

2. (4) 廃止時に在校する者があるときは、その者の処置について具体的に記載すること。
4. 作成例 30 31 参照
8. " 25 "
9. " 19 "
- ※ 「廃止校分」及び「法人全体」に区分して記入すること。

様式第3号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

全日制（定時制・通信制）課程（ 学科）設置認可申請書

このたび、 高等学校（中等教育学校の後期課程）に全日制（定時制・通信制）課程（ 学科）を設置したいので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則変更条項の新旧比較対照表
 - (5) 経費の見積り及び維持方法
 - (6) 開設の時期
- 3 関係図面
 - (1) 配置図 (2) 建物平面図 (3) 立面図
 - (4) 照明設備配置図
- 4 新学則
- 5 施設の概要書
- 6 校地、校舎等の権利を証する書類
- 7 学校の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積比較表
- 8 学級編制表
- 9 校具及び教具の明細表
- 10 教職員編成表
- 11 教職員名簿
- 12 申請年度及び設置後2箇年間の収支予算書及び事業計画
- 13 理事会、評議員会等の決議録
- 14 工事請負契約書写し（校舎増築等の場合のみ）
- 15 面接指導及び添削指導の方法並びに授業時間割表（通信制の課程を設置する場合のみ）
- 16 通信教育連携協力施設の概要書及び同意書（通信制の課程において、当該施設を設置する場合のみ）
- 17 通信教育連携協力施設の所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置に係る基準を確認したことを示す文書（通信制の課程において、当該施設を県外に設置する場合のみ）

※ 寄附行為変更認可申請書（様式第11号）、収容定員に係る学則変更認可申請書（様式第6号）を要する。

※ 開設前年度の5月末までに提出すること。

1. 作成例 1 参照

◎ 広域の通信制の課程を設置する場合は、設置趣意書に、資料を用いて広域とすることが必要な理由を明記すること。

2. 作成例 2 参照

(4) " 33 "

3. " 27 "

4. " II "

※ 通信制の課程を設置する場合は、次の事項を学則に記載すること。

①通信教育を行う区域に関する事項

②通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規定第3条第1項）に関する事項

5. 作成例 3 の 1 参照

6. 不動産登記事項証明書又は不動産番号、土地の地番若しくは建物の家屋番号のいずれかが分かる書類。取得予定の場合はその事実を証する書類

7. 作成例 4 参照

8. " 6 "

9. " 7 "

10. " 8 "

11. " 9 "

12. " 19 20 "

13. " 30 31 "

16. " 3 の 2 "

※ 同意書については、当該施設と連携協力する内容を明記すること。

17. 作成例26 参照

様式第4号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

全日制（定時制・通信制）課程（ 学科）廃止認可申請書

このたび、 高等学校（中等教育学校の後期課程）の全日制（定時制・通信制）課程（ 学科）を廃止したいので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 廃止理由書
- 2 廃止要項
 - (1) 廃止の時期
 - (2) 生徒の処置方法
- 3 理事会，評議員会等の決議録
- 4 教職員の処置方法
- 5 施設の処置方法
- 6 指導要録等の保存方法

※ 寄附行為変更認可申請書

（様式第11号），収容定員に係る学則変更認可申請書（様式第6号）を要する。

※ 原則として廃止前年度の

5月末までに提出すること。

2. (2) 廃止時に在校する者があるときは，その者の処置について具体的に記載すること。

3. 作成例30 31参照

様式第5号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

旧設置者
法人所在地
学校法人名
理事長氏名
新設置者
法人所在地
学校法人名
理事長氏名

学校（専修学校、各種学校）設置者変更認可申請書

このたび、 設置者を変更したいので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（第130条第1項、第134条第2項において準用する同法第4条）の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設置者変更理由書
- 2 設置者変更要項（変更前と変更後を比較対照のこと。）
 - (1) 私立学校等の目的
 - (2) 私立学校等の名称
 - (3) 私立学校等の位置
 - (4) 学（園）則
 - (5) 経費の見積り及び維持方法
 - (6) 変更の時期
- 3 新旧理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）
- 4 新旧寄附行為等（ ）
- 5 新設置者（法人の場合は代表権を有する者）の履歴書
- 6 新役員等名簿
- 7 新教職員名簿
- 8 財産の一覧
- 9 校（園）地、校（園）舎等の権利関係を証する書類（新設置者が旧設置者から取得する場合に限る。）
- 10 教職員の就任承諾書
- 11 施設の概要書
- 12 学校等の関係図面
 - (1)位置図 (2)見取図
 - (3)配置図 (4)実測平面図
 - (5)建物平面図 (6)立面図
 - (7)照明設備配置図
- 13 学校等の収容定員に対する運動場及び校（園）舎の基準面積と現有面積比較表

※ 寄附行為変更認可申請書（様式第11号）を要する場合がある。

※ 変更前年度の5月末までに提出すること。

2. 作成例 2 参照
3. " 30 31 "
4. " I "
5. 履歴書は市販のものを使用のこと。
6. 作成例23の1 参照
7. " 9 "
8. " 13 "
9. 不動産登記事項証明書又は不動産番号、土地の地番若しくは建物の家屋番号のいずれかが分かる書類。新設置者が旧設置者から取得予定の場合はその事実を証する書類
10. 作成例 10 参照
11. " 3の1 "
12. " 27 "
13. " 4 "

様式第 6 号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

収容定員に係る学(園)則変更認可申請書

このたび、 の収容定員に係る学(園)則を変更したいので、
学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条(第134条第2項において
準用する同法第4条)の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 変更理由書
- 2 学(園)則変更要項
 - (1) 変更の時期
 - (2) 経費の見積り及び維持方法
 - (3) 変更条項の新旧比較対照表
- 3 新学(園)則
- 4 理事会、評議員会等の決議録(個人設置の場合は不要)
- 5 関係図面
 - (1) 配置図 (2) 実測平面図 (3) 建物平面図
- 6 学校等の収容定員に対する運動場及び校(園)舎の基準面積と
現有面積比較表(総収容定員を増やす場合に限る。)
- 7 過去5箇年の児童等の数の推移
(定員と実員を対比すること。)
- 8 施設の概要書
- 9 学級編制表
- 10 校(園)具及び教具の明細表
- 11 教職員編成表
- 12 教職員名簿
- 13 財産の一覧
- 14 申請年度及び設置後2箇年間の収支予算書
- 15 校地、校舎の権利を証する書類

※ 原則として変更前年度の
5月末までに提出するこ
と。

※ 電子データによる提出以
外の場合は、新学(園)
則を2部提出すること。

2. (3) 作成例33 参照

3. " II "

4. " 30 31 "

5. " 27 "

6. " 4 "

7. " 25 "

8. " 3 の 1 "

9. " 6 "

10. " 7 "

11. " 8 "

12. " 9 "

13. " 13 "

14. " 19 "

15. 不動産登記事項証明書又
は不動産番号、土地の地
番若しくは建物の家屋番
号のいずれかが分かる書
類

様式第6号の2

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

広域の通信制の課程に係る学則変更認可申請書

このたび、 高等学校（中等教育学校の後期課程）の通信制課程（ 学科）の学則を変更したいので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、関係書類を添えて、申請します。

添付書類

- 1 変更理由書
- 2 変更要項
 - (1) 変更条項の新旧対照表
 - (2) 変更の時期
 - (3) 新学則
- 3 理事会、評議員会等の決議録
- 4 過去5箇年の生徒数の推移
- 5 経費の見積り及び維持方法
- 6 申請年度及び設置後2箇年間の収支予算書
- 7 学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積及び現有面積表（総収容定員を増やす場合に限る。）
- 8 実施校の関係図面（総収容定員を増やす場合に限る。）
 - (1) 配置図 (2) 実測平面図 (3) 建物平面図
- 9 建物面積算出表（総収容定員を増やす場合に限る。）
- 10 通信教育連携協力施設の同意書（実施校の設置者と当該施設の設置者が異なる場合に限る。）
- 11 通信教育連携協力施設の概要書
- 12 通信教育連携協力施設の関係図面
 - (1) 見取図 (2) 配置図 (3) 建物平面図
- 13 通信教育連携協力施設の県外設置に係る確認書（当該施設を県外に設置する場合に限る。）
- 14 授業料等の改定を必要とする理由書
- 15 私立高等学校通信制課程の教育区域拡大に係る調査票

注1）5の書類は、通信教育連携施設ごとの定員及び収容定員に係る学則変更の場合に限る。

注2）6から9までの書類は、収容定員に係る学則変更の場合に限る。

注3）10から13の書類は、通信教育連携協力施設の新設に係る学則変更の場合に限る。

注4）14の書類は、授業料等を増額改訂する場合に限る。

注5）15の書類は、教育区域の拡大をする場合に限る。

※ 学校教育法施行規則第4条第1項第2号、第5号のうち収容定員に関する事項、第7号に係る変更及び同規則同条第2項に係る変更については、原則として変更前年度の5月末までに提出すること。

※ 同規則同項第1号、第3号、第4号、第5号のうち職員組織に関する事項及び第6号に係る変更については、原則として変更前年度の11月末までに提出すること。

※ 同規則同項第8号及び第9号に係る変更については、学則変更届（様式第20号）による。

※ 電子データによる提出以外の場合は、新学則は2部提出すること。

1. 教育区域に係る学則の変更の場合には、資料を用いて教育区域の変更が必要な理由を明記すること。

2. (1) 作成例33 参照

3. " 30 31 "

4. " 25 "

5. " 2 の 4 "

6. " 19 "

7. " 4 "

8. " 27 "

9. " 5 "

10. 連携協力する内容を明記すること。

11. 作成例 3 の 2 参照

12. " 27 "

13. " 26 "

14. " 32 "

15. " 36 "

様式第7号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

**専修学校高等課程（専門課程，一般課程）
設置認可申請書**

このたび， に高等課程（専門課程，一般課程）を設置したいので，学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により，関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
 - (1) 目的 (2) 名称 (3) 位置 (4) 設置する学科
 - (5) 学則変更条項の新旧比較対照表
 - (6) 経費の見積り及び維持方法 (7) 開設の時期
- 3 新学則
- 4 施設の概要書
- 5 学校等の収容定員に対する校舎の基準面積と現有面積比較表
- 6 校具及び教具の明細表
- 7 教職員調書
 - (1) 教職員編成表
 - (2) 教職員名簿
 - (3) 教職員の就任承諾書及び履歴書
 - (4) 教員が教員の欠格事由に該当しない旨の誓約書
- 8 学級編成表
- 9 申請年度及び設置後2箇年間の収支予算書及び事業計画書
- 10 校地，校舎等の権利関係を証する書類
- 11 寄附行為等

（岡山県知事が所轄する学校法人等又は個人設置の場合は不要）
- 12 理事会，評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）
- 13 建築確認通知書及び検査済証又は使用許可書写し

（校舎を増築等した場合に限る）
- 14 関係図面
 - (1) 位置図 (2) 見取図 (3) 配置図 (4) 実測平面図
 - (5) 建物平面図 (6) 立面図 (7) 照明設備配置図
- 15 校地校舎等の写真

- ※ 寄附行為変更認可申請書（様式第11号）を要する。
- ※ 開設前年度の5月末までに提出すること。
- ※ 専修学校制度発足時点（S51.1.11）での各種学校が，専修学校になる場合は，この申請による（学校教育法附則2条（S50.7.2法律59号））。
- ※ 電子データによる提出以外の場合は，新学則を2部提出すること。

1. 作成例1 参照
2. " 2 "
- (2) 新専修学校名及び課程名を記載のこと。
- (4) 分野ごと，課程ごとに記載すること。
- (5) 作成例33 参照
4. " 3 の 1 "
5. " 4 "
6. " 7 "
7. (1) " 8 "
- (2) " 9 "
- (3) " 10 "
- 履歴書は市販のものを
使用すること。
- (4) 作成例22 参照
8. " 6 "
9. " 19 20 "
10. 不動産登記事項証明書又は不動産番号，土地の地番若しくは建物の家屋番号のいずれかが分かる書類。
取得予定の場合はその事実を証する書類
12. 作成例30 31参照
14. " 27 "

- ※ 法務局発行の法人の登記事項証明書の添付は必要ありません。

様式第8号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

専修学校高等課程（専門課程，一般課程）

廃止認可申請書

このたび， の高等課程（専門課程，一般課程）を廃止したので，学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により，関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 廃止理由書
- 2 廃止要項
 - (1) 廃止の時期
 - (2) 生徒の処置方法
 - (3) 教職員の処置方法
 - (4) 施設・設備の処置方法
 - (5) 指導要録等の保存方法
- 3 学則の変更条項の新旧対照表
- 4 新学則
- 5 理事会，評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）

※ 寄附行為変更認可申請書（様式第11号）を要する。

※ 原則として廃止前年度の5月末までに提出すること。

※ 電子データによる提出以外の場合は、新学則を2部提出すること。

2.(2) 廃止時に在校する者があるときは，その者の処置について具体的に記載する。

5. 作成例30 31参照

様式第9号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

専修学校目的変更認可申請書

このたび、 の目的を変更したいので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 変更理由書
- 2 変更要項
 - (1) 専修学校の名称 (2) 専修学校の位置
 - (3) 変更前の目的 (4) 変更後の目的
 - (5) 経費の見積り及び維持方法 (6) 変更の時期
- 3 新学則
- 4 施設の概要書
- 5 学級編成表
- 6 教職員編成表及び教職員名簿
- 7 申請年度及び設置後2箇年間の収支予算書及び事業計画書
- 8 負債償還計画書（負債がある場合に限る。）
- 9 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）
- 10 関係図面
 - (1) 配置図 (2) 実測平面図 (3) 建物平面図

- ※ 学校の同一性の変更となる場合には、設置・廃止の手続きによること。
- ※ 変更前年度の5月末までに提出すること。
- ※ 電子データによる提出以外の場合は、新学則を2部提出すること。

4. 作成例3 参照

5. " 6 "

6. " 8 9 "

7. " 19 20 "

8. " 18 "

9. " 30 31 "

10. " 27 "

様式第10号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
学校法人名
設立代表者氏名

学校法人（準学校法人）寄附行為認可申請書

このたび、学校法人（準学校法人）を設立したいので、私立学校法（昭和24年法律第270号）第23条第1項（第152条第6項において準用する同法第23条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 寄附行為
- 2 設立趣意書
- 3 設立決議録
- 4 設立代表者の履歴書
- 5 理事の就任承諾書及び履歴書
- 6 理事が私立学校法に定める資格等に適合する旨の誓約書
- 7 監事の就任承諾書及び履歴書
- 8 監事が私立学校法に定める資格に適合する旨の誓約書
- 9 評議員の就任承諾書及び履歴書
- 10 評議員が私立学校法に定める資格等に適合する旨の誓約書
- 11 会計監査人の就任承諾書及び履歴書
- 12 会計監査人が私立学校法に定める資格に適合する旨の誓約書
（11及び12は、会計監査人を置く場合に限る。）
- 13 財産の一覧
- 14 寄附申込書（引継書）
- 15 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るもの）の権利の
所属についての登記所の証明書類
- 16 不動産その他の主たる財産についての価格評価書
- 17 学校法人等の設置する学校等の関係図面
（1）位置図 （2）見取図 （3）配置図 （4）実測平面図
（5）建物平面図 （6）立面図 （7）照明設備配置図
- 18 設置予算書
- 19 申請年度及び学校設置後2箇年間までの収支予算書及び事業計画書
- 20 学校法人等及び学校等の組織表
- 21 負債償還計画書（負債がある場合に限る。）
- 22 債務引継書（債務を引き継ぐ場合に限る。）

- ※ 設立前年度の5月末までに提出すること。
- ※ 電子データによる提出以外の場合は、新寄附行為を2部提出すること。

1. 作成例 I 参照
 2. " 12 "
 3. " 13 "
 - 4, 5, 7, 9, 11. 履歴書は市販のものをを使用すること。
 - 5, 7, 9, 11. 作成例23参照
 6. 作成例24の1参照
 8. " 24の2 "
 10. " 24の3 "
 12. " 24の4 "
 13. " 13 "
 14. " 14 "
 15. 不動産登記事項証明書又は不動産番号、土地の地番若しくは建物の家屋番号のいずれかが分かる書類をいう。
 16. 作成例21参照
評価するのに十分な資格を有する者（不動産鑑定士、公認会計士、銀行等）の作成したもの
 17. 作成例27 参照
 18. " 17 "
 19. " 19 20 "
 20. " 28 "
 21. " 18 "
 22. " 15 "
- ◎債務引継は、既存の幼稚園が学校法人立となる場合以外は原則として認めない。

様式第11号

番 号
年 月 日

岡山県知事

殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

学校法人（準学校法人）寄附行為変更認可申請書

このたび、学校法人（準学校法人）の寄附行為を変更したので、私立学校法（昭和24年法律第270号）第23条第1項（第152条第6項において準用する同法第23条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 寄附行為変更理由書
- 2 変更の時期
- 3 変更条項の新旧比較対照表
- 4 新寄附行為
- 5 理事会、評議員会等の決議録
- 6 財産の一覧
- 7 寄附申込書（引継書）
- 8 不動産（当該申請に係る学校等その他の事業に係るもの）の権利の所属についての登記所の証明書類
- 9 不動産その他の主たる財産についての価格評価書
- 10 関係図面
 - (1) 位置図 (2) 見取図 (3) 配置図 (4) 実測平面図
 - (5) 建物平面図 (6) 立面図 (7) 照明設備配置図
- 11 設置予算書
- 12 申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支決算書
- 13 申請年度及び寄附行為変更後2箇年間の収支予算書及び事業計画書
- 14 負債償還計画書（負債がある場合のみ）
- 15 財産の処分に関する事項を記載した書類
- 16 学校法人等・学校等組織表

注1）私立学校を設置し、又は設置している私立学校に課程、学科を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合も含む。）は、1から14及び16の書類を提出すること。

注2）私立学校を廃止し、若しくは私立学校に置いていた課程、学科を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。）又は従来行っていた収益事業を廃止する場合は、1から6、13、15及び16の書類を提出すること。

注3）新たに収益事業を行う場合は、1から6、9、10、12から14及び16の書類を提出すること。

注4）注1から3以外の変更の場合は、1から5の書類を提出すること。

※ 学校、学科等の設置廃止を伴わない名称、所轄庁の変更を伴わない事務所のある地、公告の方法の変更の場合は学校法人寄附行為変更届出書（様式第27号）による。

※ 電子データによる提出以外の場合は、新寄附行為を2部提出すること。

1. 全体的な変更理由のみでなく、変更箇所について具体的事由を記載すること。

3. 作成例33 参照

4. " I "

5. " 30 31 "

6. " 13 "

7. " 14 "

8. 不動産登記事項証明書又は不動産番号、土地の地番若しくは建物の家屋番号のいずれかが分かる書類をいう。

9. 作成例21参照

評価するのに十分な資格を有する者（不動産鑑定士、公認会計士、銀行等）の作成したもの

10. 作成例27参照

11. " 17 "

12. " 19 20 "

13. " 19 20 "

14. " 18 "

16. " 28 "

様式第12号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

学校法人（準学校法人）解散認可申請書

このたび、学校法人（準学校法人）を解散したいので、私立学校法（昭和24年法律第270号）第109条第3項（第152条第6項において準用する同法第109条第3項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 解散理由書
- 2 理事会、評議員会等の決議録
- 3 申請時の財産の一覧
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 負債関係及び負債処理の方法に関する書類
- 6 事業を他に移譲しようとするときは、相手方の同意書その他移譲を証する書類
- 7 寄附行為
- 8 沿革その他参考となる書類

2. 作成例30 31参照

3. " 13 "

※ 法務局発行の法人の登記事項証明書の添付は必要ありません。

様式第13号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

学校法人（準学校法人）合併認可申請書

このたび、学校法人（準学校法人） に（と）学校法人（準学校法人） を合併したいので、私立学校法（昭和24年法律第270号）第126条第3項（第152条第6項において準用する同法第126条第3項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 合併理由書
 - 2 合併の時期
 - 3 理事会、評議員会等の決議録
 - 4 合併契約書
 - 5 申請者が私立学校法第129条の規定により選任された者であることを証する書類（合併により新たに学校法人又は準学校法人を設立する場合に限る。）
 - 6 合併後存続する学校法人等又は合併によって設立する学校法人等（以下「新学校法人等」という。）について次に掲げる書類
 - (1) 寄附行為
 - (2) 理事の就任承諾書及び履歴書
 - (3) 理事が私立学校法に定める資格等に適合する旨の誓約書
 - (4) 監事の就任承諾書及び履歴書
 - (5) 監事が私立学校法に定める資格等に適合する旨の誓約書
 - (6) 評議員の就任承諾書及び履歴書
 - (7) 評議員が私立学校法に定める資格等に適合する旨の誓約書
 - (8) 会計監査人の就任承諾書及び履歴書
 - (9) 会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合する旨の誓約書

（(8)及び(9)は会計監査人を置く場合のみ）

 - (10) 合併後2箇年間の収支予算書及び事業計画書
 - (11) 新学校法人等及び学校等の組織表
- 7 合併前の各学校法人等について次に掲げる書類
 - (1) 寄附行為
 - (2) 財産の一覧及び貸借対照表
 - (3) 不動産の権利の所属についての法務局の証明書類
 - (4) 不動産その他の主たる財産についての価格評価書
 - (5) 関係図面
 - ① 位置図
 - ② 配置図
 - ③ 建物平面図
 - (6) 申請年度の収支予算書及び事業計画書

3. 両法人のものが必要
作成例30 31参照

6. (1) 作成例 I 参照
(2)～(9)

” 23 24 ”

履歴書は市販のものを
使用のこと。

(10) ” 19 20 ”

(11) ” 28 ”

7. (2) 作成例 13 参照

(3) 不動産登記事項証明
書又は不動産番号、土
地の地番若しくは建物
の家屋番号のいずれか
が分かる書類をいう。

(4) ” 21 ”

(5) ” 27 ”

(6) ” 19 20 ”

※ 法務局発行の法人の登
記事項証明書の添付は
必要ありません。

様式第14号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

学校法人（準学校法人）組織変更認可申請書

このたび、学校法人（準学校法人）の組織を変更したいので、私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第7項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 組織変更理由書
- 2 変更の時期
- 3 寄附行為変更条項の新旧比較対照表
- 4 新寄附行為
- 5 理事会、評議員会等の決議録
- 6 財産の一覧
- 7 組織変更申請年度の前年度の財産目録、収支計算書及び貸借対照表
- 8 申請年度及び組織変更後2箇年間の収支予算書及び事業計画書
- 9 負債償還計画書
(負債がある場合又は借入を予定する場合)
- 10 不動産の権利の所属についての法務局の証明書類
- 11 不動産その他の主たる財産についての価格評価書
- 12 役員等の就任承諾書及び履歴書
- 13 役員等が私立学校法に定める資格に適合する旨の誓約書
- 14 関係図面
(1) 位置図 (2) 見取図 (3) 配置図 (4) 実測平面図
(5) 建物平面図 (6) 立面図 (7) 照明設備配置図
- 15 寄附申込書（寄附がある場合のみ）
- 16 学校法人等及び学校等の組織表

※ 次の組織変更は、この様式によること。

- ・学校法人が準学校法人（私立学校法第152条第5項の法人）に変更
- ・準学校法人が学校法人に変更

3. 作成例33 参照

4. " I "

5. " 30 31 "

6. " 13 "

7. " 19 "

8. " 19 20 "

9. " 18 "

10. 不動産登記事項証明書又は不動産番号、土地の地番若しくは建物の家屋番号のいずれかが分かる書類をいう。

11. 作成例21参照
評価するのに十分な資格を有する者（不動産鑑定士、公認会計士、銀行等）の作成したもの。

12. 作成例23参照
履歴書は市販のものを使用のこと。

13. 作成例24参照

14. " 27 "

15. " 14 "

16. " 28 "

様式第15号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

利害関係人 住 所
氏 名

学校法人（準学校法人）寄附行為補充請求書

このたび、学校法人（準学校法人）の寄附行為の補充を受けたいので、私立学校法（昭和24年法律第270号）第25条第1項（第152条第6項において準用する同法第25条第1項）の規定により、関係書類を添えて請求します。

添付書類

- 1 補充請求理由書
- 2 補充を受けようとする事項を記載した書類
- 3 請求者と設立者との関係を記載した書類

※設立代表者が寄附行為の必要的記載事項（私立学校法第23条第1項各号）を定めないで死亡した場合はこの様式によること。

様式第16号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

校（園）長 採 用 届

このたび、 学校（専修学校、各種学校）の校（園）長として下記のとおり採用したので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第10条（第133条第1項において準用する同法第10条、第134条第2項において準用する同法第10条）の規定により、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 専任，兼任の別
- 3 免許状の種類
- 4 採用の時期
- 5 履歴書
- 6 校（園）長の欠格事由に該当しない旨の誓約書
- 7 5年以上教育に関する職に従事したことを証する書類（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第21条の規定により校（園）長として採用した場合。なお、専修学校若しくは各種学校の場合は不要）
- 8 前校（園）長の氏名及び解職年月日
- 9 学校教育法施行規則第20条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認めた理由（同令第22条の規定により校（園）長として採用した場合に限る。）
- 10 理事会、評議員会等の決議録
- 11 免許状の写し又は免許状授与証明書

※ 校長（園長）の資格

- ・ 1条校の場合
学校教育法施行規則第20条（私立学校の特例-同第21条）
（特に必要がある場合の特例-同第22条）
- ・ 専修学校の場合
学校教育法第129条2項
- ・ 各種学校の場合
各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）第7条

※ 副校長・教頭が学校教育法37条6項又は8項の規定による校長の職務を行う場合もこれに準じて提出のこと。

5. 履歴書は市販のものを使用のこと。
6. 作成例22参照
7. " 11 " 任命権者の証明が必要。
10. 作成例30 31参照

様式第17号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

目 的 変 更 届

このたび、 学校（各種学校）の目的を変更したいので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2（第27条の3）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更要項

(1) 変更前の目的

(2) 変更後の目的

(3) 変更の時期

3 添付書類

(1) 新学（園）則

(2) 理事会，評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）

※ 学校の同一性の変更となる場合には，設置・廃止の手續が必要である。

「私立学校の同一性の変更となる場合の手續きについて」（S 26. 10. 26文管庶第273号文部省管理局長通知）

※ 目的変更に伴う学（園）則変更届は不要。

※ 学校法人の場合は，寄附行為変更認可申請書（様式第11号），登記完了届（様式第31号）を要する。

※ 電子データによる提出以外の場合は，新学則を2部提出すること。

3. (2) 作成例30 31参照

様式第18号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

名 称 変 更 届

このたび、 学校（専修学校、各種学校）の名称を変更したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2（学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の3）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更要項
 - (1) 変更前の名称
 - (2) 変更後の名称
 - (3) 変更の時期
- 3 添付書類
 - (1) 新学（園）則
 - (2) 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）

※ 名称変更届に伴う学（園）則変更届は不要。

※ 学校法人の場合は、寄附行為変更認可申請書（様式第11号）又は寄附行為変更届（様式第27号）及び登記完了届（様式第31号）の提出を要する。

※ 電子データによる提出以外の場合は、新学則を2部提出すること。

3. (2) 作成例30 31参照

様式第19号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

位 置 変 更 届

このたび、 学校（専修学校、各種学校）の位置を変更したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2（学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の3）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更要項
 - (1) 変更前の位置 (2) 変更後の位置 (3) 変更の時期
- 3 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）
- 4 新学則
- 5 施設の概要書
- 6 学校等の収容定員に対する運動場及び校（園）舎の基準面積と現有面積比較表
- 7 校（園）具及び教具の明細表
- 8 学級編成表
- 9 財産の一覧
- 10 不動産その他の主たる財産についての価格評価書
- 11 建築確認通知書及び検査済証又は使用許可書写し
- 12 学校等の関係図面
 - (1) 位置図 (2) 見取図 (3) 配置図 (4) 実測平面図
 - (5) 建物平面図 (6) 立面図 (7) 照明設備配置図
- 13 校（園）地、校（園）舎等の権利を証する書類
- 14 校（園）地、校（園）舎等の写真
- 15 位置変更に係る予算書
- 16 移転前年度及び移転年度の収支予算書及び事業計画書
- 17 飲用に適する旨の公の証明書（飲料水が上水道水以外の場合に限る。）

注）住所表記の変更に伴う場合は、1及び2のみ提出のこと。

- ※ 校（園）地変更届（様式第22号）、校（園）舎等変更届（様式第23号）を要する。
- ※ 学校法人の場合は、（資産の総額の変更）登記完了届（様式第31号）を要する。
- ※ 原則として移転前年度の5月末までに届け出ること。
- ※ 電子データによる提出以外の場合は、新学則を2部提出すること。

3. 作成例30 31参照

5. " 3 "
6. " 4 "
7. " 7 "
8. " 6 "
9. " 13 "
10. " 21 "

評価するのに十分な資格を有する者（不動産鑑定士、公認会計士、銀行等）の作成したもの

12. 作成例27 参照

13. 不動産登記事項証明書又は不動産番号、土地の地番若しくは建物の家屋番号のいずれかが分かる書類。取得予定の場合はその事実を証する書類

15. 作成例17 参照

16. " 19 20 "

- ※ 法務局発行の法人の登記事項証明書の添付は必要ありません。

様式第20号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

学（園）則変更届

このたび、 学校（専修学校、各種学校）の学則を変更したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2（学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の3）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更要項

（1）変更条項の新旧比較対照表

（2）変更の時期

（3）新学（園）則

3 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）

4 授業料等の改定を必要とする理由書（授業料等を増額改定する場合に限る。）

※ 生徒納付金の改定に係る学則の変更については、募集前に届け出ること。

※ 専修学校の学科設置及び生徒定員変更の場合は、前年度の9月末までに届出ること。この場合、様式第6号による書類を添付すること。

※ 専修学校の分野の新設・改廃を伴うものは、専修学校目的変更認可申請書（様式第9号）による。

※ 電子データによる提出以外の場合は、新学則を2部提出すること。

2. (1) 作成例33参照

(3) " II "

3. " 30 31 "

4. " 32 "

様式第21号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

経費の見積り及び維持方法変更届

このたび、 学校の経費の見積り及び維持方法を変更したい
ので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2の規定
により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更要項

（1）経費の見積り及び維持方法の新旧比較対照表

（2）変更の時期

3 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）

4 変更後2箇年間の収支予算書及び事業計画書

5 新学（園）則

2. 作成例33 準用

3. // 30 31 //

4. // 19 20 //

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

校（園）地変更届

このたび、 学校（専修学校、各種学校）の校（園）地を変更したいので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2（学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の3）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 関係図面
 - (1) 配置図 (2) 実測平面図
- 4 校（園）地の権利関係を証する書類
- 5 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）
- 6 学校等の収容定員に対する運動場及び校（園）舎の基準面積と変更後面積比較表
- 7 届出年度の収支予算書及び事業計画書

※ 校地、運動場その他直接教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするときは、前年度の9月末までに届け出ること。

◎ 校地は、原則として本校所在地と飛地となつてはならない。（所謂たこ足となつてはならない。）従つて、新設校設置のための経過的な場合、又は既存校の中心から道程1km以内であつて途上に道路等危険施設がなく教育上支障がないと認められる場合のみ校舎敷地の飛地が認められる。
また、学科、学年の分離配置も当然認められない。

3. 作成例27参照

4. 不動産登記事項証明書又は不動産番号、土地の地番若しくは建物の家屋番号のいずれかが分かる書類。
取得予定の場合はその事実を証する書類

5. 作成例30 31参照

6. " 4 "

7. " 19の1 19の2 20 "

様式第23号

R8.4.1 一部改定

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

校（園）舎等変更届

このたび、 学校（専修学校、各種学校）の校（園）舎等を変更したいので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2（学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の3）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
 - （1）着 工
 - （2）完 成
- 3 関係図面
 - （1）配置図 （2）建物平面図 （3）立面図
- 4 校（園）舎の権利関係を証する書類
- 5 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）
- 6 学級編制表
- 7 学校等の収容定員に対する運動場及び校（園）舎の基準面積と変更後面積比較表
- 8 届出年度の収支予算書及び事業計画書

※ 校舎、その他直接教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするときは、前年度の9月末までに届け出ること。

この届出は、建築確認申請前に行うこと。

※ 建築確認通知書、検査済証、使用許可証の写しを事後速やかに提出のこと。

3. 作成例27参照

変更部分を色分けするなど、分かりやすくすること。

4. 不動産登記事項証明書又は不動産番号、土地の地番若しくは建物の家屋番号のいずれかが分かる書類。取得予定の場合はその事実を証する書類（建築請負契約等）

5. 作成例30 31参照

6. 作成例 6 参照

7. " 4 "

8. " 19の1 19の2 20 "

様式第24号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

高等学校の専攻科（別科）設置届

このたび、 高等学校（中等教育学校の後期課程）に専攻科（別科）を設置したいので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置の理由
- 2 設置要項
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則変更条項の新旧比較対照表
 - (5) 経費の見積り及び維持方法
 - (6) 開設の時期
- 3 関係図面
 - (1) 配置図 (2) 建物平面図
- 4 学級編制表
- 5 校具及び教具の明細表
- 6 教職員編成表
- 7 教職員名簿
- 8 理事会、評議員会等の決議録
- 9 施設の概要書
- 10 学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積比較表
- 11 設置後2箇年間の収支予算書
- 12 新学則

※ 寄附行為変更認可申請書（様式第11号）を要する。

※ 原則として設置しようとする前年度の5月末までに提出すること。

※ 電子データによる提出以外の場合は、新学則を2部提出すること。

◎ 施設設備については、高等学校設置基準に準じること。

2. 作成例 2 準用
- (4) " 33 参照
3. " 27 "
4. " 6 "
5. " 7 "
6. " 8 "
7. " 9 "
8. " 30 31 "
9. " 3 "
10. " 4 "
11. " 19 "

様式第24号の2

番 号
年 月 日

※ 学則変更届(様式第20号)
を要する。

岡山県知事 殿

※ 専攻科を廃止する場合、様式の設置の部分は「〇〇学校の下記の専攻科を廃止」とする。

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

専修学校の専攻科設置（廃止）届

※ 専攻科の分野には、目的に応じた分野（8分野）のいずれかを記載すること。

このたび、 学校に下記の専攻科を設置したいので、学校教育法施行令第24条の3の規定により届け出ます。

記

- 1 専攻科の名称
- 2 専攻科の分野
- 3 修業年限

様式第25号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

高等学校の専攻科（別科）廃止届

このたび、 高等学校（中等教育学校の後期課程）の専攻科（別科）を廃止したいので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止の理由
- 2 廃止要項
 - (1) 廃止の時期
 - (2) 生徒の処置方法
 - (3) 学則変更条項の新旧比較対照表
- 3 理事会、評議員会等の決議録
- 4 教職員の処置方法
- 5 施設の処置方法
- 6 指導要録等の保存方法
- 7 新学則

※ 寄附行為変更認可申請書（様式第11号）を要する。

※ 原則として廃止しようとする前年度の5月末までに届け出ること。

※ 電子データによる提出以外の場合は、新学則を2部提出すること。

2. (2) 廃止時に在校する者があるときは、その者の処置について具体的に記載する。

3. 作成例30 31参照

様式第26号

番 号

年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

専修学校の学科の廃止に伴う学則変更届

このたび、 学校の 課程の 学科を廃止したので、学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の規定により、下記のとおりに届け出ます。

記

1 廃止の理由

2 廃止要項

- (1) 廃止の時期
- (2) 生徒の処置方法
- (3) 教職員の処置方法
- (4) 施設及び設備の処置方法

3 添付書類

- (1) 新学則
- (2) 学則の変更部分に係る新旧比較対照表
- (3) 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）

※ 学科設置の場合は学則変更届（様式第20号）による。

※ 分野の新設・改廃を伴うものは、専修学校目的変更認可申請書（様式第9号）による。

※ 学校法人の場合は、寄附行為変更認可申請書（様式第11号）を要する場合がある。

※ 電子データによる提出以外の場合は、新学則を2部提出すること。

2. (2) 廃止時に在校する者があるときは、その者の処置について具体的に記載する。

3. (3) 作成例30 31参照

様式第27号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

学校法人（準学校法人）寄附行為変更届出書

このたび、学校法人（準学校法人） の寄附行為を変更した
ので、私立学校法（昭和24年法律第270号）第108条第5項（第152条第
6項において準用する同法第108条第5項）の規定により、同法施行規
則第46条第2項関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 寄附行為変更の条項及び理由を記載した書類
- 2 変更の時期
- 3 変更条項の新旧比較対照表
- 4 新寄附行為
- 5 理事会、評議員会等の決議録

R7.4.1 一部改定

※ 学校、学科等の設置廃止を伴わない名称、幼保連携型認定こども園について、園の設置廃止を伴わない名称、所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地、公告の方法の変更の場合に限りこの様式とすること。

※ 上記以外の変更の場合は学校法人寄附行為変更認可申請書（様式第11号）による。

※ 学校、学科等の設置廃止を伴わない名称の変更の場合には学（園）則変更届（様式第20号）を要する。

※電子データによる提出以外
の場合は、新寄附行為を2
部提出すること。

1. 全体的な変更理由のみでなく、変更箇所について具体的事由を記載すること。
3. 作成例33 参照
4. " I "
5. " 30 31 "

様式第28号

※ 寄附行為に定めた解散事由の発生，破産による場合

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

学校法人所在地

学校法人名

清算人氏名

学校法人（準学校法人）解散届

このたび，学校法人（準学校法人）を解散したので，私立学校法（昭和24年法律第270号）第109条第5項（第152条第6項において準用する同法第109条第5項）の規定により，下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 解散の時期
- 3 添付書類

寄附行為

※ 法務局発行の法人の登記事項証明書の添付は必要ありません。

様式第29号

※ 清算人変更の場合も同

番 号

じ。

年 月 日

岡山県知事

殿

法人所在地

学校法人名

清算人氏名

清 算 人 就 職 届

このたび、学校法人（準学校法人） の清算人に就職したの
で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第115条（第152条第6項にお
いて準用する同法第115条）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 清算人に就職した年月日

2 清算人の住所

3 添付書類

(1) 清算人の履歴書

(2) 清算人の身分証明書

3. (1)履歴書は市販のもの

を使用のこと

※ 法務局発行の法人の

登記事項証明書の添

付は必要ありません。

様式第30号

番 号

年 月 日

岡山県知事 殿

学校法人所在地

学校法人名

清算人氏名

清 算 結 了 届

このたび、学校法人（準学校法人） の清算を結了したの
で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第122条（第152条第6項
において準用する同法第122条）の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 清算書
- 2 残余財産の帰属した者の受領書写し

※ 法務局発行の法人の登
記事項証明書の添付は
必要ありません。

様式第31号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

登 記 完 了 届

このたび、学校法人（準学校法人） について、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたので、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）第6条第1項の規定により届け出ます。

※ 組合等登記令に定められている登記

1. 設立の登記(2条)
2. 従たる事務所の新設の登記(2条)
3. 事務所の移転の登記(4条)
4. 登記事項変更の登記(3条)
 - (1) 目的、業務
 - (2) 名称
 - (3) 事務所の所在場所
 - (4) 代表権を有する者の氏名、住所、資格
 - (5) 解散の事由
 - (6) 代表権の範囲又は制限に関する定め
 - (7) 資産の総額
 - (8) 設置する私立学校等の名称
5. 代表者の職務執行停止等の登記(5条)
6. 代理人の登記(6条)
7. 解散の登記(7条)
8. 合併の登記(8条)
9. 組織変更の登記(9条)
10. 清算終了の登記(10条)

※ 学校法人設立（解散）時における土地、建物の所有権移転（保存）登記についても、これに準じること。

※ 理事長又は代表業務執行理事の就退任による変更登記の場合は、様式32号によることとし、この様式の提出は不要とする。

※ 法務局発行の法人の登記事項証明書は必要ありません。

様式第32号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

役 員 等 変 更 届

このたび、学校法人（準学校法人） の役員等（理事長，
代表業務執行理事，理事，監事，評議員，会計監査人）を変更した
ので，私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）第 6 条第 2 項の規定
により，下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の理由
- 2 役員等の新旧対照表
- 3 役員等の就任承諾書
- 4 役員等の履歴書
- 5 役員等が私立学校法に定める資格に適合する旨の誓約書
- 6 理事会，評議員会等の決議録
- 7 役員等の辞任届

※ 理事長，代表業務執行理
事，理事，監事，評議員
又は会計監査人が変更し
た場合に提出すること。

2. 作成例34 参照
3. 〃 23 〃
4. 履歴書は市販のものを使
用のこと
5. 作成例24参照
6. 〃 30 31 〃
7. 〃 23の2 〃

※ 法務局発行の法人の登
記事項証明書の添付は
必要ありません。

様式第33号

R7.4.1 一部改定

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

分 校 設 置 届

このたび、 学校（専修学校、各種学校）の分校を設置したいので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2（学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の3）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置の理由
- 2 設置要項
 - (1) 目的 (2) 名称 (3) 位置
 - (4) 学則変更条項の新旧比較対照表
 - (5) 経費の見積り及び維持方法 (6) 開設の時期
 - (7) 新学則
- 3 関係図面
 - (1) 位置図 (2) 見取図 (3) 配置図 (4) 実測平面図
 - (5) 建物平面図 (6) 立面図
- 4 施設の概要
- 5 学校等の収容定員に対する運動場及び校（園）舎の基準面積と
現有面積比較表
- 6 学級編成表
- 7 校具及び教具の明細表
- 8 教職員編成表
- 9 教職員名簿
- 10 財産の一覧
- 11 校地校舎等の権利を証する書類
- 12 申請年度及び設置後2箇年の収支予算書
- 13 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）

- ※ 寄附行為変更認可申請書（様式第11号）及び、収容定員に係る学則変更認可申請書（様式第6号）又は学則変更届（様式第20号）を要する。
- ※ 原則として設置前年度の5月末までに届け出ること。
- ◎ 施設設備基準は当該学種の基準による。
- なお、分校については、本校の統合による経過的なものなど例外的措置であり、恒久的なものは認めない。この場合は、本校の分離新設によること。

2. 作成例2 準用
2. (4) " 33 参照
3. " 27 "
4. " 3 "
5. " 4 "
6. " 6 "
7. " 7 "
8. " 8 "
9. " 9 "
10. " 13 "
12. " 19 20 "
13. " 30 31 "

様式第34号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

分 校 廃 止 届

このたび、 学校（専修学校、各種学校）の分校を廃止したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の2（学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第27条の3）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止の理由
- 2 廃止要項
 - (1) 廃止の時期
 - (2) 児童等の処置方法
- 3 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）
- 4 教職員の処置方法
- 5 施設の処置方法
- 6 指導要録等の保存方法

- ※ 寄附行為変更認可申請書（様式第11号）及び、収容定員に係る学則変更認可申請書（様式第6号）又は学則変更届（様式第20号）を要する。
- ※ 原則として廃止前年度の5月末までに提出すること。

2. (2) 廃止時に在校する者があるときは、その者の処置について具体的に記載する。
3. 作成例30 31参照

様式第35号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

学 校 名
学校長氏名

生 徒 等 事 故 報 告 書

このたび、下記のとおり事故が発生したので、私立学校法等施行細則（昭和59年岡山県規則第16号）第4条第1号の規定により、報告します。

記

- 1 事故内容
 - (1) 事故発生日時
 - (2) 事故発生場所
 - (3) 事故の原因及び概況（具体的に記載すること。）
- 2 事後処置等

※ 教職員及び生徒（園児）の事故については、直ちに電話等で報告し、速やかに文書報告すること。（災害は除く）

※ 報告書は生徒，教職員に係る事故等及び新聞等に掲載されるなど問題となった事件で退学（免職）処分（諭旨等を含む。）等をした事件等についてその状況を報告する。

様式第36号

番 号
年 月 日

岡 山 県 知 事 殿

学 校 名
学校長氏名

被 害 報 告 書

このたび、下記のとおり被害を受けたので、私立学校法等施行細則（昭和59年岡山県規則第16号）第4条第2号の規定により、報告します。

記

1 被害内容

- (1) 被害を受けた日時
- (2) 被害を受けた場所
- (3) 被害の概要

① 人的被害 調査 年 月 日

児童・生徒								教職員							
死 傷 者				居 住 建 物				死 傷 者				居 住 建 物			
死亡	行方不明	負傷	計	全壊 (全焼)	流失	半壊 (半焼)	床上 浸水	死亡	行方不明	負傷	計	全壊 (全焼)	流失	半壊 (半焼)	床上 浸水
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

② 学校施設被害等 調査 年 月 日

児童・生徒数	建物								土地		工作物		設備		合計金額	
	全壊		半壊		大破以下		計		被害区分	面積	金額	被害件数	金額	被害件数		金額
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額								
人	m	千円	m	千円	m	千円	m	千円		m	千円	件	千円	件	千円	千円

2 事後処置等

<記載上の注意>

- ・暴風、豪雨、地震等の災害により被害を受けたとき報告すること。
- ・直ちに電話等で報告し、速やかに文書報告すること。
- ・被害等が起きた場合は、先ず、その都度速やかに被害等状況報告書（その他様式）にて報告すること。

様式第37号

岡山県知事 殿

番 号
年 月 日

学 校 名
学校長氏名

伝染病（食中毒）発生状況報告書

このたび、下記のとおり伝染病（食中毒）が発生（終えん）したので、私立学校法等施行細則（昭和59年岡山県規則第16号）第4条第3号の規定により、報告します。

記

- 1 私立学校等の名称
- 2 私立学校等の所在地
- 3 伝染病（食中毒）の発生状況
 - (1) 病名（未定の場合には疑われる病名）
 - (2) 発生年月日（不明の場合には診断決定年月日）
 - (3) 終えん年月日
 - (4) 発生の場所
 - (5) 患者数、欠席者数及び死亡者数
 - (6) 発生の経過
- 4 患者及び死亡者発見の動機
- 5 伝染病（食中毒）の発生原因
- 6 伝染病（食中毒）の感染経路
- 7 臨床症状の概要
- 8 処置状況
 - (1) 私立学校等の処置
 - (2) 私立学校等の設置者の処置
 - (3) 保健所その他の関係機関の処置
- 9 その他の参考となる事項

- ※ 直ちに電話等で報告し、発生状況がまとまり次第又は終えん状況がまとまり次第、速やかに文書報告すること。
- ※ 伝染病（食中毒）の発生後、その状況の軽重により適当な中間報告を行うこと。
- ※ 伝染病（感染症）が発生（学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は第20条の規定による学校の全部又は一部の休業）した場合は、先ず、その都度速やかに流行性疾患の発生による学級・学年・学校閉鎖の報告書（その他の様式）にてメール等で報告すること。
- ※ 平成21年3月31日、文部科学省告示第64号「学校給食衛生管理基準」を参照のこと。
- ※ 参考となる資料があれば添付すること。
- 3.(5) 作成例35参照

様式第38号

※ 1週間以上授業を停止し

番 号

ようとする事。

年 月 日

※ 長期休業は含まない。

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

授 業 停 止 届

このたび、 学校（専修学校、各種学校）の授業を停止する
ので、私立学校法等施行細則（昭和59年岡山県規則第16号）第4条第
4号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 授業を停止する理由
- 2 授業を停止する学年等
- 3 授業停止の期間
- 4 児童等の処置方法

様式第39号

※ 校舎の増改築等のため
一時的に仮校舎を使用
するとき。

番 号

年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理事長氏名

仮 校 舎 使 用 届

このたび、 学校（専修学校、各種学校）において仮校舎を
使用したいので、私立学校法等施行細則（昭和59年岡山県規則第16
号）第4条第5号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 仮校舎使用の理由

2 仮校舎要項

(1) 位置 (2) 所有者 (3) 現在の用途

(4) 施設の概要書及び使用面積

(5) 学校等の収容定員に対する運動場及び校（園）舎の基準面積と現
有面積比較表

(6) 使用期間

3 理事会、評議員会等の決議録（個人設置の場合は不要）

4 仮校舎に収容する学科別、学級別生徒数

5 関係図面

(1) 位置図 (2) 配置図 (3) 建物平面図

2. (4) 作成例 3 参照

(5) " 4 "

3. 作成例30 31参照

5. " 27 "

様式第 40 号

番 号
年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理事長氏名

登録免許税非課税に係る証明願

登録免許税非課税申請のため必要ですから、次の物件が登録免許税法
(昭和 42 年法律第 35 号) 第 4 条第 2 項の別表第 3 の 1 の 2 の項の第 3 欄の第
号に規定する不動産に該当することを証明願います。

記

物件の表示

1	土地	所 在
		地 番
		地 目
		地 積
2	建物	所 在
		家屋番号
		種 類
		構 造
		面 積

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

岡山県知事

POS レジ用バーコード

(手数料 750 円・課税)



正副各 1 部提出のこと。
なお、添付書類は 1 部とする。

※証明手数料として 1 部につき 750
円分の納付済証 (シールラベル)
を添付すること (貼付しないこと)。

※本文空欄は、建物に係る場合は第 1 号、
土地に係る場合は第 2 号とすること。

※土地の場合は「所在, 地番, 地目, 地積」
の 4 項目を, 建物の場合は「所在, 家屋
番号, 種類, 構造, 面積」の 5 項目を,
登記事項証明書 (登記簿謄本) に記載さ
れているとおりに一筆又は一棟ずつ記
入してください。誤字がある場合は受け
付けられませんので十分に確認してく
ださい。

添付書類

1. 理事会、評議委員会等の決議録
2. 不動産登記事項証明書又は不動産番
号, 土地の地番若しくは建物の家屋番
号のいずれかが分かる書類
3. 関係図面
(1) 配置図
(2) 実測平面図
(3) 建物平面図
4. 建築確認通知書及び検査済証の写し
5. 寄附又は売買による場合はその証書、
契約書の写し
6. その他参考となるもの

様式第 41 号

岡山県総務学事課学事班 あて

(F A X : 0 8 6 - 2 3 4 - 7 4 3 3)

被害等状況調査票 (月 日 時現在)

学校名	
報告者名	

項 目			被 害 状 況				
学校施設等 被害			全壊・半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	建物外被害
			件	件	件	件	件
			被害の状況・内容を具体的に。				
生徒居住 建物被害			全壊（全焼）	流失	半壊（半焼）	床上浸水	
			件	件	件	件	
教職員居住 建物被害			全壊（全焼）	流失	半壊（半焼）	床上浸水	
			件	件	件	件	
人 的 被 害	生 徒	校 内 発 生	重傷	人		被害の状況・内容・治療手当・ 回復等の状況を具体的に。	
			軽傷				
		校 外 発 生	重傷	人			
			軽傷	人			
	教 職 員	校 内 発 生	重傷	人			
			軽傷	人			
		校 外 発 生	重傷	人			
			軽傷	人			
	休業・ 短縮等 の措置 の有無	休業	(例：7日全日休業)				
		短縮	短縮の状況を具体的に。				
始業延期		始業延期の状況を具体的に。					

※ 暴風、豪雨、地震等の災害により休校・短縮等が行われた場合、決定後速やかに F A X で報告すること。

※ 被害等が起きた場合は、把握できた時点でその都度速やかに F A X で報告すること。

※ 災害が収まり、被害状況がまとまり次第、速やかに被害報告書(様式第36号)にて報告すること。

※ 「建物外被害」は、校舎等建物以外の被害(所有工作物の被害、倒木、崖崩れなど)をいう。

※ 休業・短縮等の報告は、学校全体として措置を行った場合に限る。
(授業単位の休校措置等は除く)

様式第 42 号

岡山県総務学事課学事班 あて
(FAX: 086-234-7433)

流行性疾患の発生による学級・学年・学校閉鎖の報告書

受付日 令和 年 月 日 ()
発信者

(ふりがな)

1 学校 (園) 名 :

2 所在地 :

(ふりがな)

3 学校 (園) 長名 :

(ふりがな)

4 校 医 :

5 全校 (園) 在籍数 : 人

6 病 名 : ・集団風邪 ・流行性耳下腺炎
・風疹 ・その他 ()

7 閉鎖の内訳 :

年・組	在籍数 (人)	種 類 ・ 期 間		本日の措置	患 者 数			
					出席 (人)	欠席 (人)	早退 (人)	計 (人)
		新・再継続	全校・学年・学級 月 日～月 日	1. 平常通り 2. () 後早退				
		新・再継続	全校・学年・学級 月 日～月 日	1. 平常通り 2. () 後早退				
		新・再継続	全校・学年・学級 月 日～月 日	1. 平常通り 2. () 後早退				
		新・再継続	全校・学年・学級 月 日～月 日	1. 平常通り 2. () 後早退				

8 主 な 症 状 :
・発熱 (℃) ・咳 ・咽頭痛 ・筋肉痛
・関節痛 ・頭痛 ・鼻汁 ・その他 ()
【注】発熱については、最も高かった児童生徒の体温を記入

9 特 記 事 項 :
・重症者はいないか :
・入院患者の有無 :

※ 伝染病（感染症）が発生（学校保健法第19条の規定による出席停止又は第20条の規定による学校の全部又は一部の休業）した場合、直ちに電話等で報告後速やかにFAXで報告すること。

※ 併せて学校所在地を所管する保健所へ速やかにFAXで報告すること。

※ 発生状況がまとまり次第、又は学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められ次第、速やかに伝染病（食中毒）発生状況報告書（様式第37号）にて報告すること。

※ 「6病名」は原則として学校保健法施行規則第19条、又は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第6項によること。

所得税法施行令第217条第1項第1号の2、第3号又は第4号
及び法人税法施行令第77条第1項第1号の2、第3号又は第4
号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

法人所在地

法 人 名

理事長氏名

当法人は、所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法
施行令第77条第1項第4号に掲げる法人であることの証明をお願
いします。

添付書類

- 1 寄付金募集要綱（様式例1）
- 2 誓約書（様式例2）
- 3 法人が設置するすべての学校の生徒等募集要綱
- 4 寄附行為
- 5 寄附金支出計画書
- 6 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 申請の日を含む事業年度開始の日の財産目録
- 8 申請の日を含む事業年度開始の日の前1年以内に開始する
事業年度の事業報告書及び収支決算書
(決算が済んでいない場合は前年度のものでも可)
- 9 専修学校の授業時間数に係る書類
- 10 専修学校・各種学校確認シート
- 11 各種学校に係る書類
- 12 その他当該法人が特定公益増進法人に該当する旨を説明する
書類

POS レジ用バーコード

(手数料 750 円・課税)



※証明手数料として、1部につ
き 750 円分の納付済証（シー
ルラベル）を添付すること（貼
※「法人所在地」、「法人名」、「代
表者氏名」については、登記簿
どおりに記載すること。

添付書類

※学校教育法第1条に規定される学校
のみを設置する学校法人について
は、1～5の添付書類のみを提出す
るものとする。

※文部科学省高等教育局私学部参事官
付「学校法人の届出・申請の手引」参
照。

- 1 寄付金募集要綱（様式例1）
- 2 誓約書（様式例2）
- 3 法人が設置するすべての学校の生
徒等募集要綱
- 4 寄附行為
- 5 寄附金支出計画書
- 6 申請の日を含む事業年度の事業計
画書及び収支予算書
- 7 申請の日を含む事業年度開始の日
の財産目録
- 8 申請の日を含む事業年度開始の日
の前1年以内に開始する事業年度
の事業報告書及び収支決算書（決
算が済んでいない場合は前年度の
ものでも可）
- 9 専修学校の授業時間数に係る書類
- 10 専修学校・各種学校確認シート
- 11 各種学校に係る書類
- 12 その他当該法人が特定公益増進法
人に該当する旨を説明する書類